



建設産業関係資料 (建政部)



令和5年2月
北陸地方整備局

※ 本資料は、北陸地方整備局、国土交通本省が作成したものである。

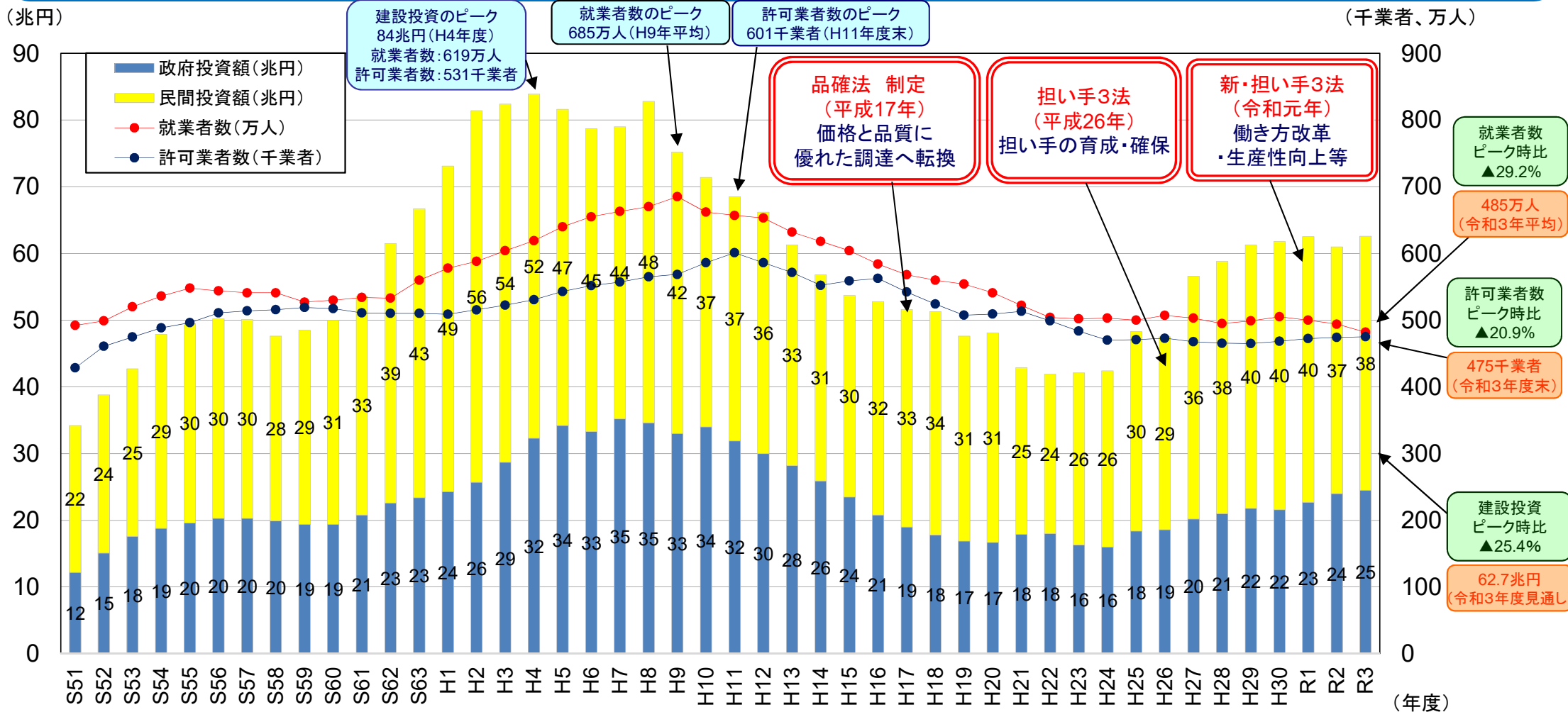
目次

- 1 建設産業の現状と課題 P 1
- 2 建設産業における働き方改革 P 7
- 3 価格転嫁対策 P 24
- 4 担い手確保・育成にむけた取組 P 34
- 5 賃金引上げに向けた取組 P 44
- 6 施工時期の平準化 P 55
- 7 ダンピング対策 P 63
- 8 建設キャリアアップシステム (CCUS) P 74
- 9 外国人材の活用 P 102
- 10 社会保険加入対策・法定福利費の確保 P 109
- 11 建設業法令遵守推進本部の活動 P 131
- 12 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 P 149

1 建設産業の現状と課題

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和3年度は約63兆円となる見通し（ピーク時から約25%減）。
- 建設業者数（令和3年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和3年平均）は485万人で、ピーク時（平成9年平均）から約29%減。



出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成30年度(2018年度)まで実績、令和元年度(2019年度)・令和2年度(2020年度)は見込み、令和3年度(2021年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

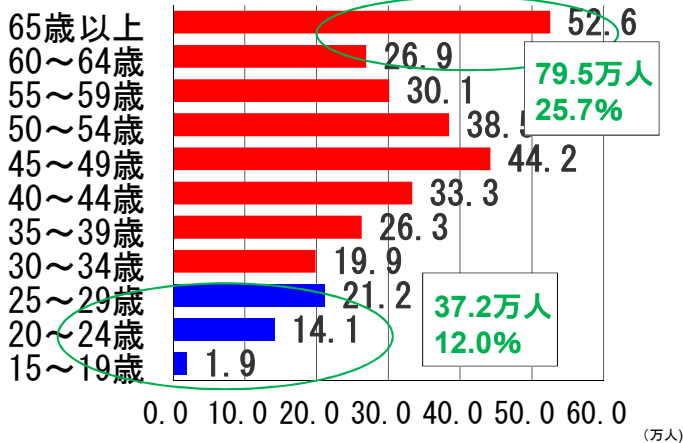
注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

注4 平成27年(2015年)産業関連表の公表に伴い、平成27年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、平成23年以降の投資額を遡及改定している

建設業を取り巻く現状と課題

60歳以上の高齢者(79.5万人、25.7%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



出典: 総務省「労働力調査」(R3年平均)を元に国土交通省にて推計

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移(事業者単位)

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%

出典: 公共事業労務費調査

元請: 99.5%
1次下請: 99.0%
2次下請: 97.2%
3次下請: 92.1%

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

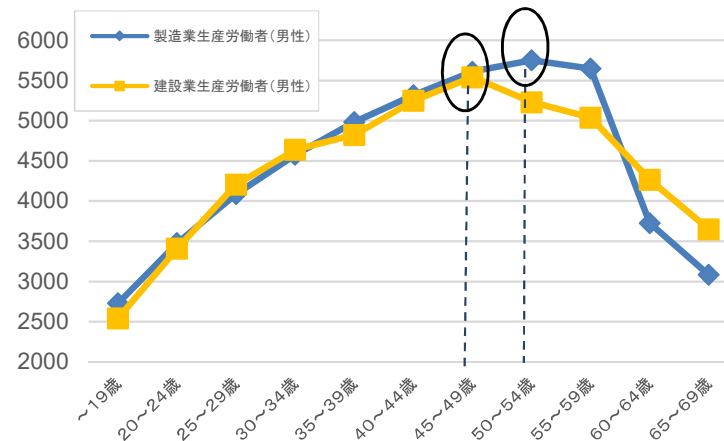
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	平成24年	令和2年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7千円	4,510.5千円	15.2%
建設業男性全労働者	4,831.7千円	5,618.7千円	約3%の差 16.3%
製造業男性生産労働者	4,478.6千円	4,660.7千円	4.1%
製造業男性全労働者	5,391.1千円	5,381.4千円	▲0.2%
全産業男性全労働者	5,296.8千円	5,459.5千円	3.1%

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額
※令和2年より生産労働者のみの調査がなくなったため、2020年の生産労働者の値は、全労働者の対前年増減率と同じ増減率を仮定して算出。

○製造業の賃金のピークは50~54歳であることにに対し、建設業の賃金ピークは45~49歳。
○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。

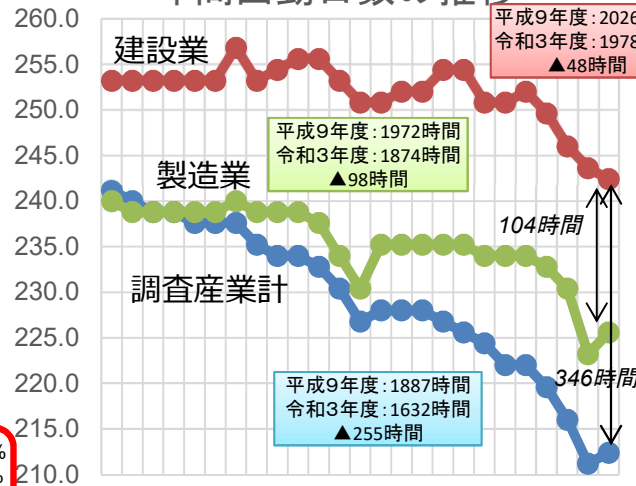
(単位: 千円) 年齢階層別の賃金水準



出典: 令和元年賃金構造基本統計調査

建設業は全産業平均と比較して年間340時間以上長時間労働の状況。

(時間) 年間出勤日数の推移

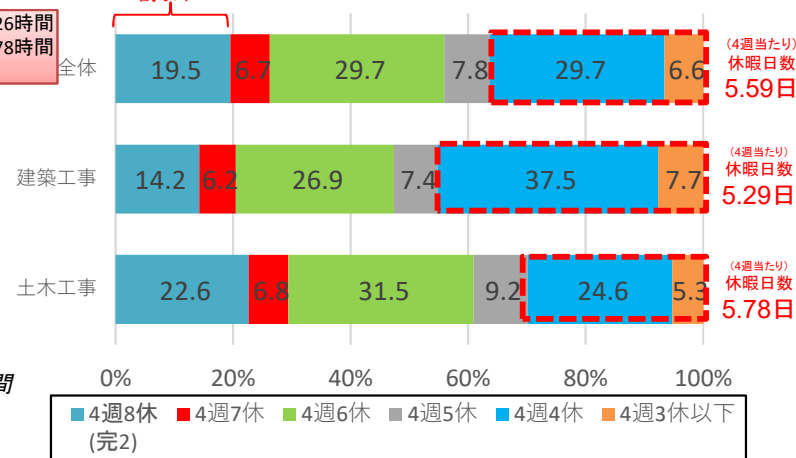


H9 H11H13H15H17H19H21H23H25H27H29R元 R3

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

現在4週8休は2割以下 建設業における休日の状況(技術者)



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

出典: 日建協「2020時短アンケート」を基に作成

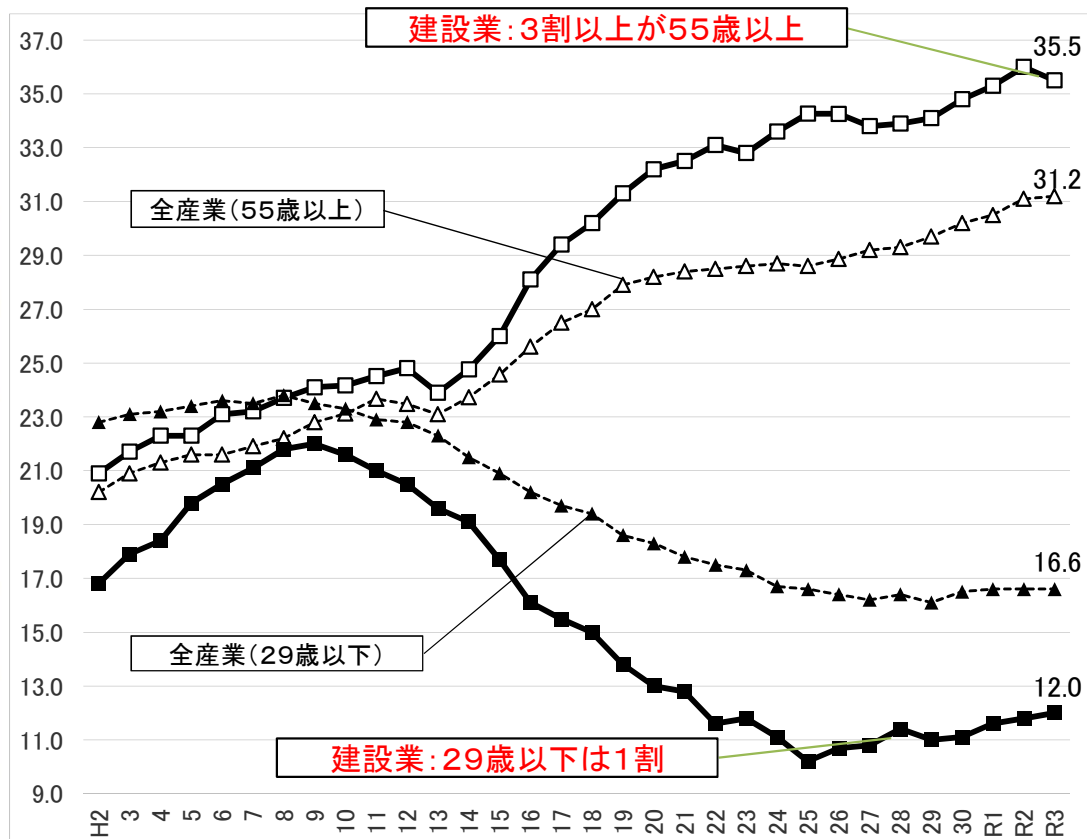
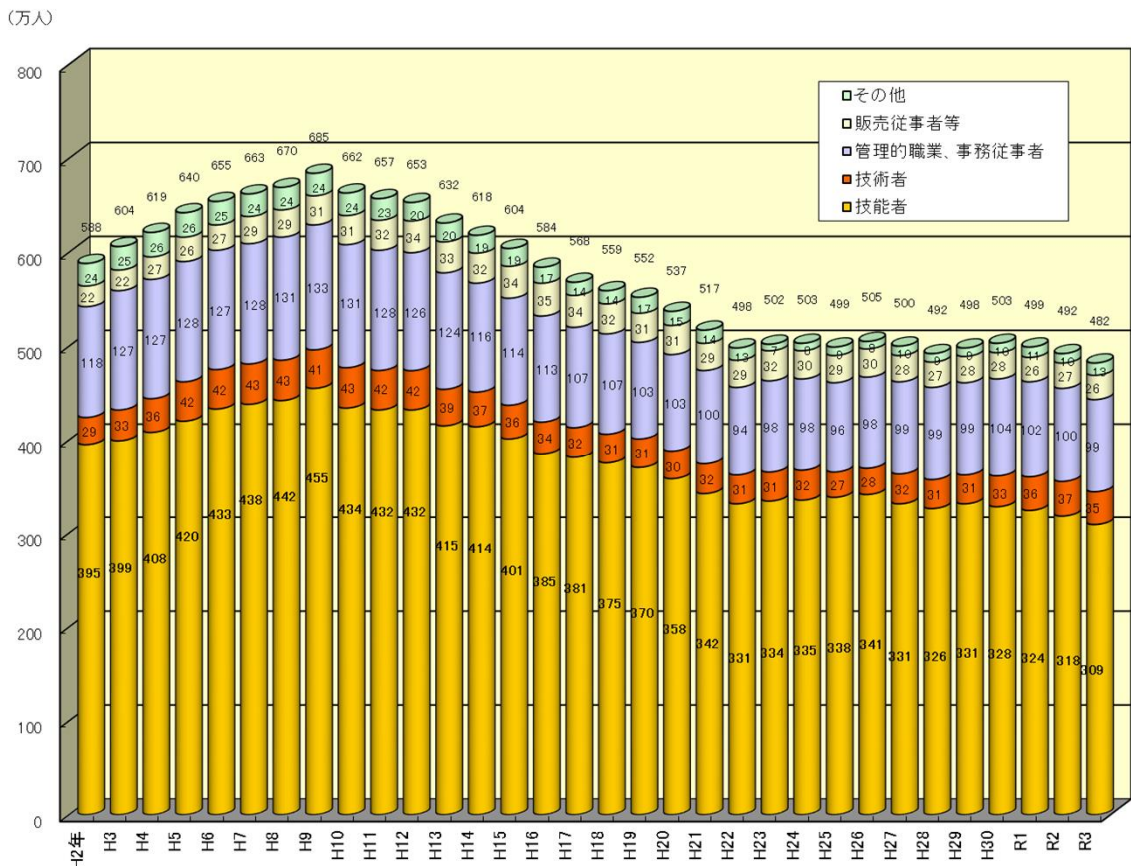
建設業就業者の現状

技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 482万人(R3)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 35万人(R3)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 309万人(R3)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.5%、29歳以下が12.0%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和2年と比較して55歳以上が6万人減少(29歳以下は増減なし)。



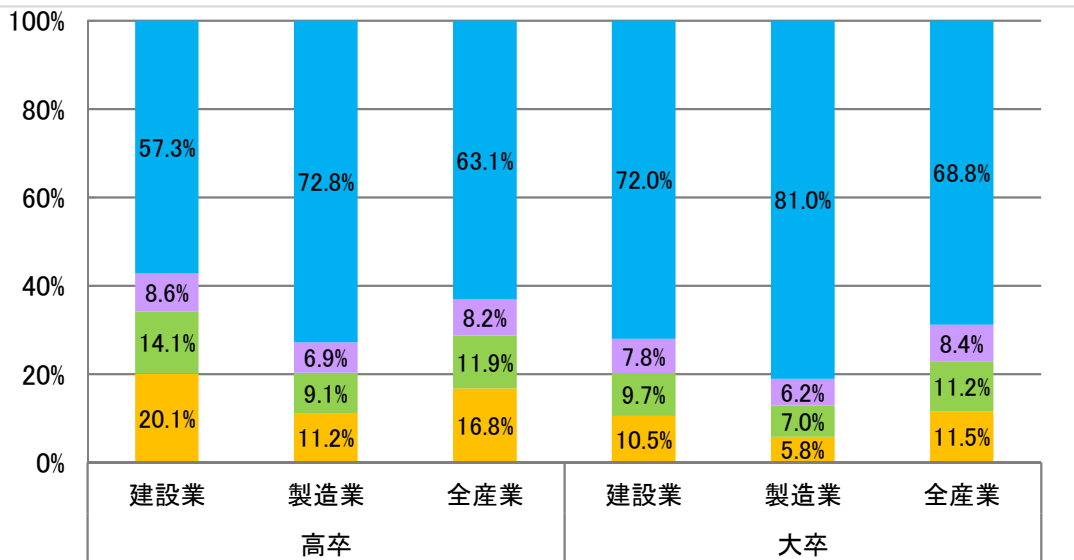
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

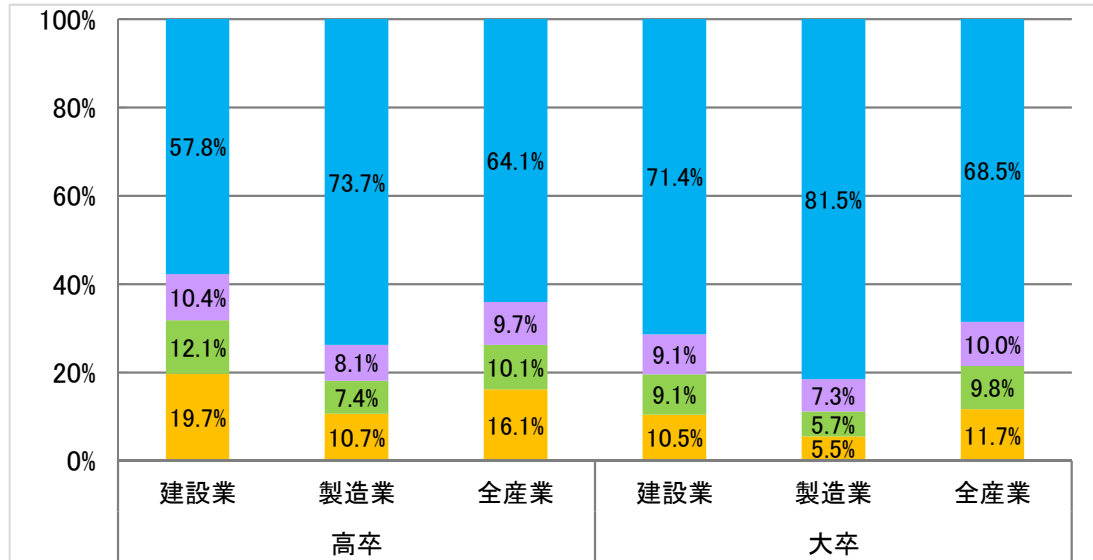
建設業における離職状況(3年目までの離職率)

○ 建設業の離職率は他産業よりも高く、年々改善しているものの、特に1年目の割合が高くなっている。

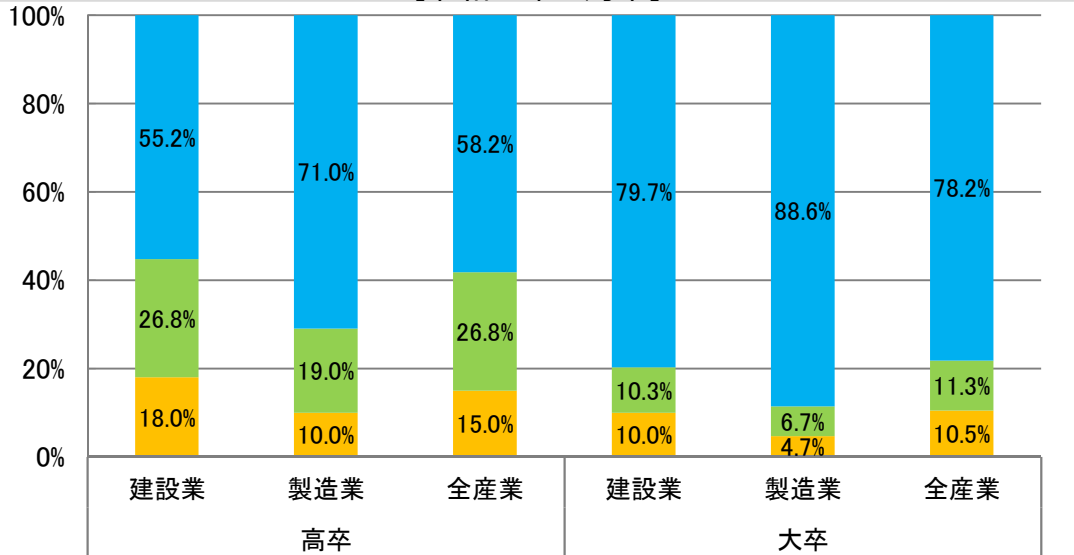
【平成30年3月卒】



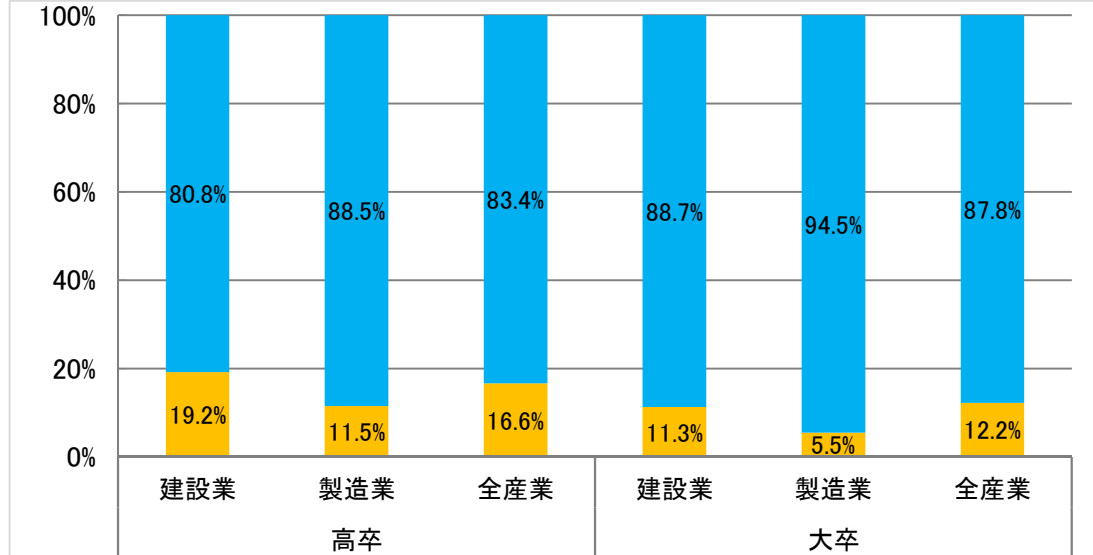
【平成31年3月卒】



【令和2年3月卒】



【令和3年3月卒】

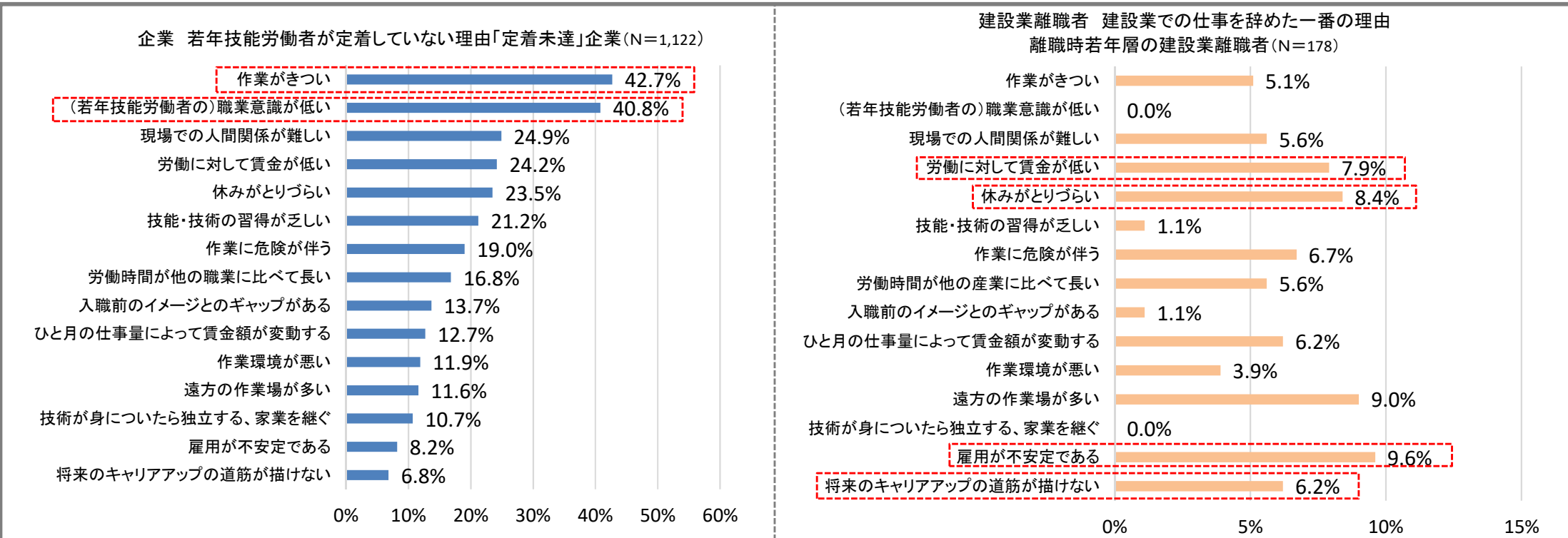


■ 引き続き就労している者 ■ 3年目の離職者
■ 2年目の離職者 ■ 1年目の離職者

出典：厚生労働省「新規高校卒業就職者の産業別離職状況」「新規大学卒業就職者の産業別離職状況」
※令和4年10月発表データのため、令和2年3月卒は3年目の離職者、令和3年3月卒は2,3年目の離職者が存在しない

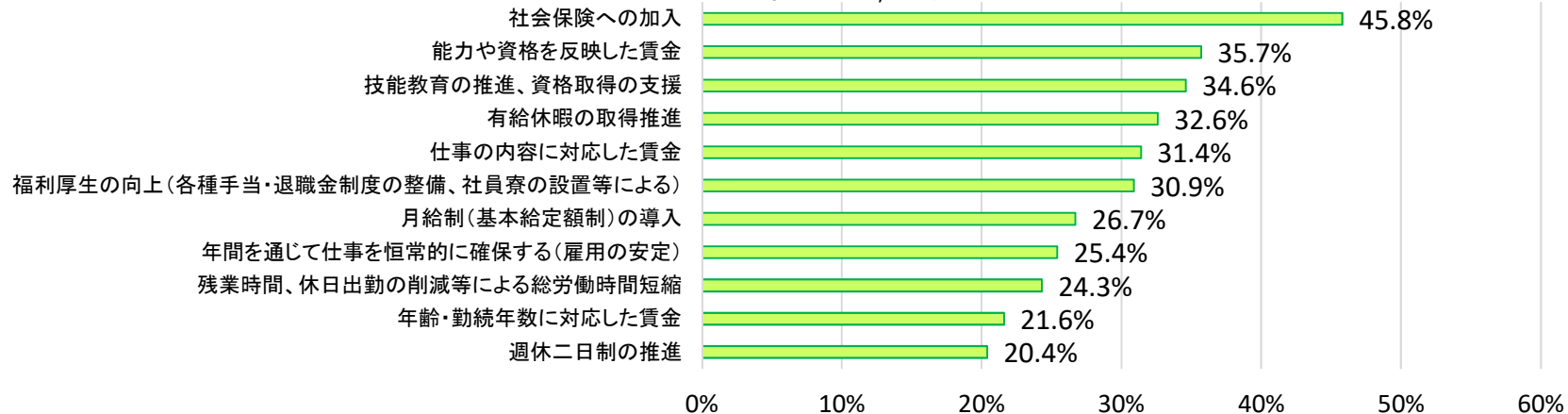
若手の技能労働者が定着しない主な原因

■ 企業が考える若年技能労働者が定着しない理由（複数回答） / 建設業離職者（離職時若年層）が仕事を辞めた一番の理由



出典：厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査（平成24年度）」より国土交通省作成

■ 常用の若年技能労働者を定着させるための取り組み（複数回答） (N=2,484)



出典：厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査（令和2年度）」より国土交通省が作成

2 建設産業における働き方改革

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※> ※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

<ul style="list-style-type: none"> ○発注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） ○受注者（下請含む）の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な請負代金・工期での下請契約締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者・受注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の活用等による生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 ・災害協定の締結、発注者間の連携 ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用 ○調査・設計の品質確保 <ul style="list-style-type: none"> ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
--	--	--

働き方改革の推進

生産性向上への取組

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

<ul style="list-style-type: none"> ○工期の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> ○現場の処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入を許可要件化 ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者に関する規制の合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における建設業者団体の責務の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 ○持続可能な事業環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理責任者に関する規制を合理化 ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備
--	---	---

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

適正な工期設定

- 新・担い手三法成立を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- 民間工事についても、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、関係省庁等を通じて働きかけを実施。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

公共工事での取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。
国交省直轄工事では令和3年度以降は**原則全ての工事を「週休2日対象工事」**として公告。
- 地方公共団体に対し、適正な工期の設定に努めることや、週休2日の確保等を考慮するとともに、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**（R4年4月公表）。

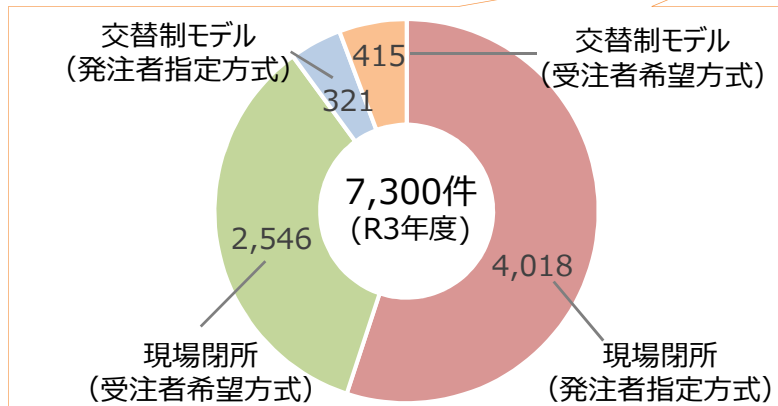
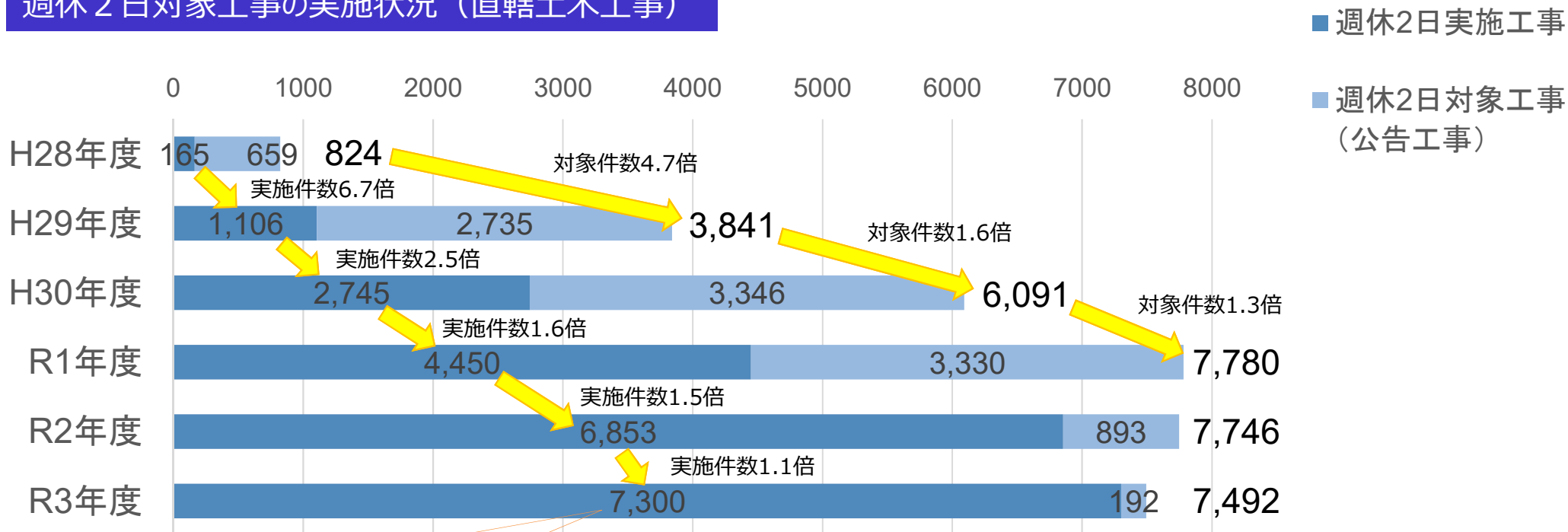
民間工事での取組

- 「工期に関する基準」が作成された後、関係省庁等を通じて、**民間工事の発注主体となり得る民間企業等に対して周知**を実施。
- 上記に加えて、様々な機会を通じて、週休2日の確保について働きかけを実施。
- さらに、令和3年度、**民間工事での週休2日の確保状況等についての実態調査**を実施。好事例集の作成等を通じて、周知・啓発を実施中。

週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点
 ※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）
 ※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂

(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日（週休2日等）
 - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂 12

- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
 - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
 - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
 - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
 - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
 - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
 - 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
 - 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
 - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
 - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
 - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
 - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
 - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症焼対策を踏まえた工期等の設定
 - 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
 - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

◆中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

- 2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

実施を勧告

建設業者

◆通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについて**契約締結までに通知**

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

【建設業法施行規則】

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

◆**工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り**

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

◆**工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記**

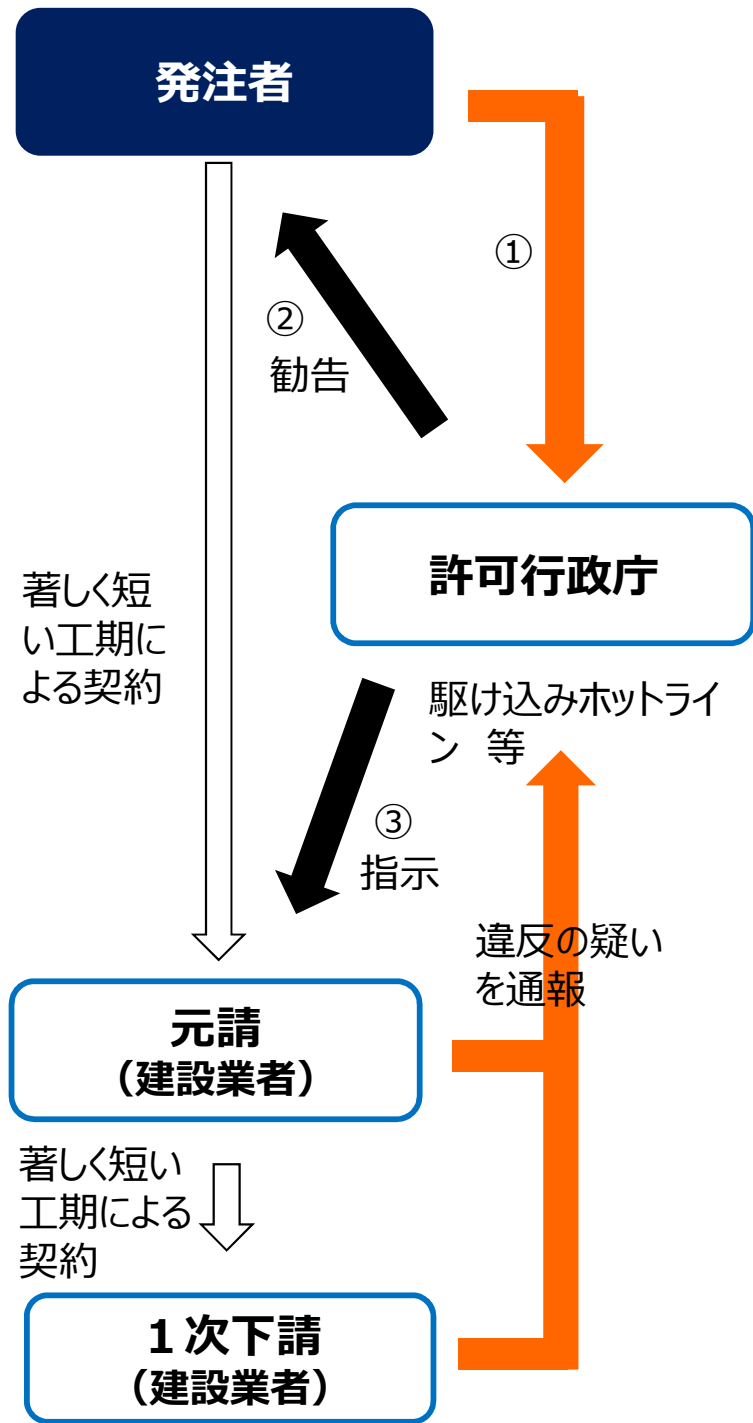
(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十六 (略)



① <公共工事の場合> <入契法>

建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

<入契法>
 第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

- 一 （略）
- 二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

② 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。

※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

<建設業法>
 第十九条の六 （略）

- 2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

③ 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。（通常と同様）

※建設業法第31条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

- 新・担い手3法の改正により、建設業者の持続可能性の観点から、①経営能力（経營業務管理責任者）に関する基準を見直し、経営能力をこれまでと同様に担保できる体制が整っているような場合には、基準に適合しているものとし許可を認めることとされた。

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

二～四 (略)

(改正前)

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

二～四 (略)

(改正後)

法第7条第1号の省令で定める基準→ 建設業者として、下記のいずれかの体制を有すること

常勤役員

(個人である場合はその者又はその支配人)のうち1人が、次のいずれかに該当するであること。



- 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
- 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての5年以上経營業務を管理した経験を有する者であること。
- 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者であること。

※建設業の種類ごとの区別は廃止し、建設業の経験として統一

常勤役員

(個人である場合はその者又はその支配人)のうち1人が、次のいずれかに該当するものであること。



- A 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- B 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者



常勤役員を直接に補佐する者

として下記をそれぞれ置くものであること。



財務管理の経験



労務管理の経験



運営業務の経験

について、直接に補佐する者になろうとする建設業者又は建設業を営む者において5年以上の経験を有する者

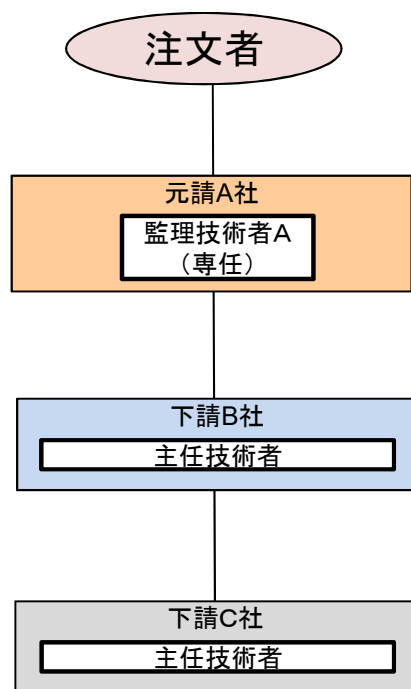
※ 上記は一人が複数の経験を兼ねることが可能

主任技術者の要件を有する者のうち、**1級技士補の資格を持つ者**などは、監理技術者補佐として、工事現場に配置することが可能（法第26条第3項、第4項）

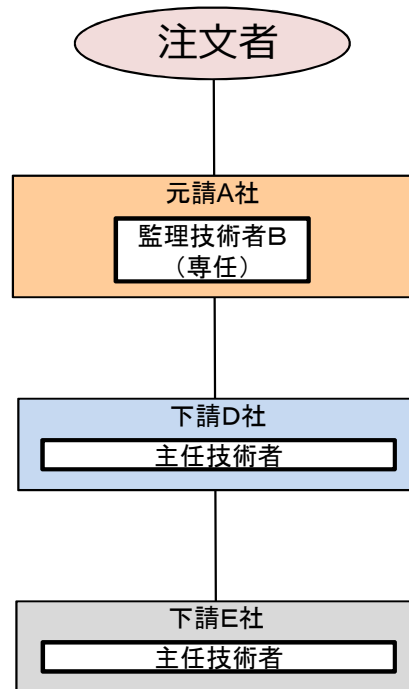
【従前】

- 建設工事の請負代金の額が3500万円（建築一式工事にあつては7000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。

工事1



工事2



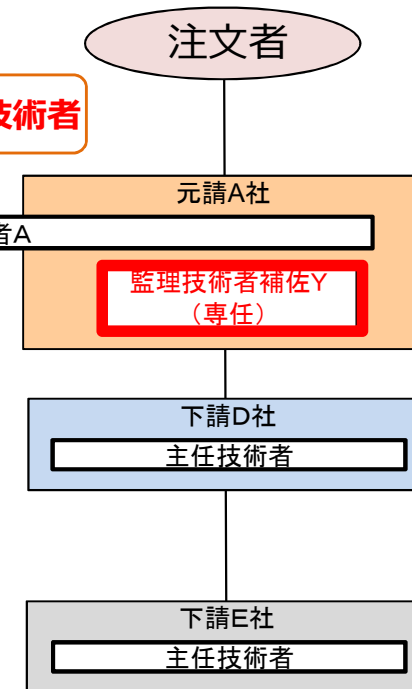
【改正後】

- 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする（当面2現場）。
- 政令で定める者は、主任技術者の要件を有する者のうち、1級の技士補の資格を持つ者などとする。

工事1



工事2



特例監理技術者

対象とする工事

特定専門工事は、**土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある**、以下の工事とする。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

下請契約の請負代金の額

主任技術者の専任義務が3500万円以上となっていることを踏まえ**3500万円未満**とする

手続

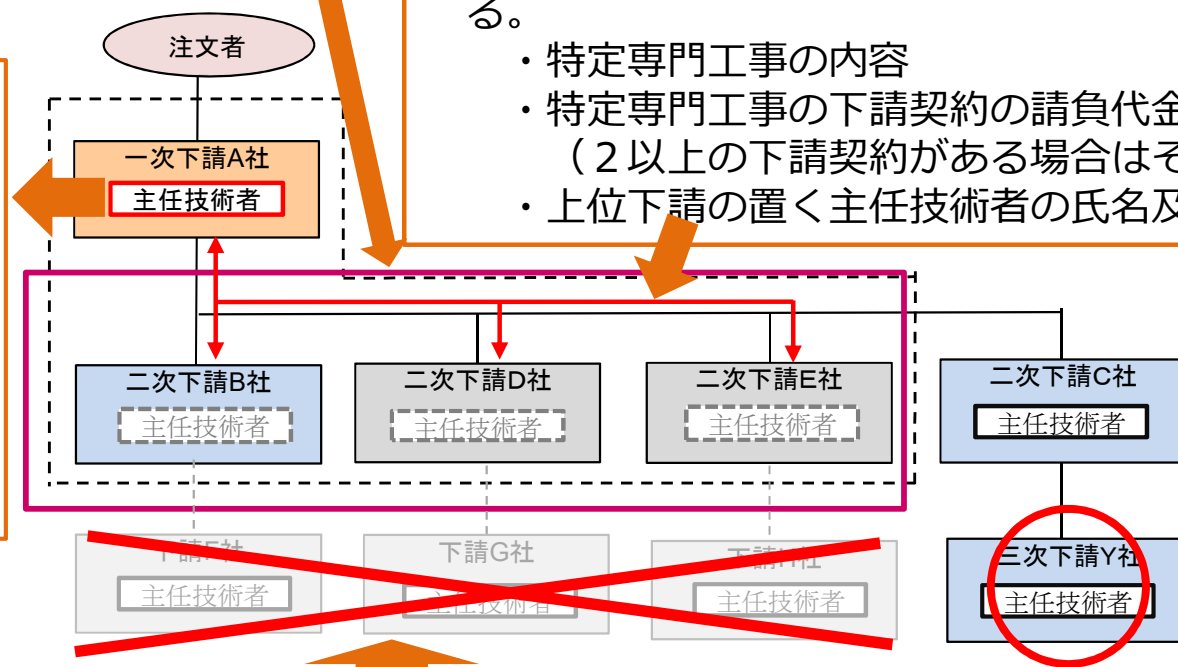
工事を注文する者（一次下請A社）と工事を請け負う者（二次下請B、D、E社）が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請A社は注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・特定専門工事の下請契約の請負代金の額（2以上の下請契約がある場合はその総額）
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名及び有する資格

配置される主任技術者の要件

上位下請（一次下請A社）の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・当該特定専門工事と同一の種類**の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験**を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に**専任**で置かれること。



再下請の禁止

主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、D、E社）は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

※ 主任技術者を置いている（制度を利用していない）下請は再下請可能

○専任不要上限額の引き上げ

※令和5年1月1日施行

技術者の専任を求める請負金額について、建設工事費デフレーター、消費税率等を踏まえ、基準額を引き上げ。

- ・ 専任が必要な請負金額：現行3500万円（建築一式7000万円）以上→4000万円（建築一式8000万円）以上
- ・ 監理技術者の配置が必要な下請金額：現行4000万円（建築一式工事は6000万円）→4500万円(建築一式7000万円)以上

○監理技術者等が兼任可能な条件の方向性

※施行時期未定

一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。

<兼任可能な条件>

- ・ 工事請負金額がいずれも1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の2現場を兼務すること。
- ・ 監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境が整備されていること。
- ・ 各現場が一日に巡回可能な範囲（現場間を2時間程度で移動できる距離）に存在すること。
- ・ 連絡要員（1年以上の実務経験を有する者）を配置すること 等

○営業所専任技術者と監理技術者等を兼任可能な条件の方向性

※施行時期未定

一定の条件のもと、1現場までに限り専任現場との兼任を可能に。

- ・ 営業所専任技術者としての役割（適正な請負契約の締結・営業所の他の工事の技術的サポート等）と、現場技術者としての役割（適正施工の確保）の両方を達成できるよう、専任現場の兼任と同様の条件のもと、「1営業所 + 1専任現場」の兼任を可能とする。

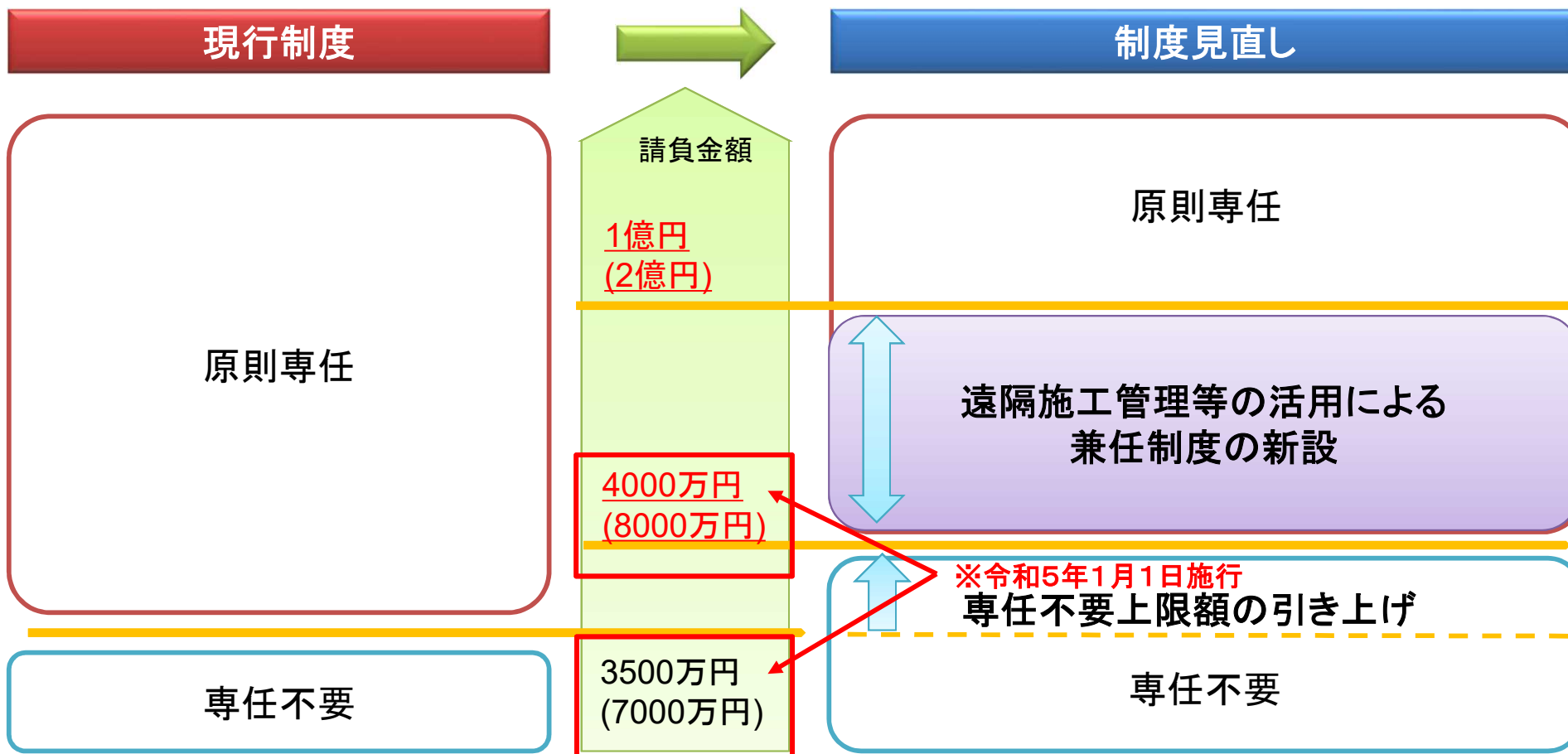
○技術検定の受検資格等に関する方針

※令和6年4月1日施行予定

学歴による差を見直し、実務経験の内容を評価することにより、必要年数の短縮を検討。

- ・ 技術検定の第1次検定については、一定年齢以上の全ての者に受検資格を認め、検定試験内容の充実を図るとともに、専門性の高い学校課程修了者とそれ以外の者との取り扱いを分ける。
- ・ 技術検定の第1次検定に合格した者を、建設技術者として最低限必要な知識を有するものとして同等に扱い、技術者として施工管理に関する実務をその内容に応じて一定期間経験した者に対して第2次検定の受検資格を認める。

- **専任不要上限額の引き上げ**
技術者の専任を求める請負金額について、建設工事費デフレーター、消費税率等を踏まえ、基準額を引き上げ。
- **兼任可能な制度の新設**
多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。
- **その他の検討**
技術者配置の運用の見直し。



()は建築一式工事の場合

○ 1級の受検資格 (現行)

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学 (指定学科)	卒業後 3年実務	
短大、高専(指定学科)	卒業後 5年実務	
高等学校(指定学科)	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

(いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり)

○ 2級の受検資格 (現行)

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学 (指定学科)	17歳以上	卒業後 1年実務
短大、高専(指定学科)		卒業後 2年実務
高等学校(指定学科)		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

(見直し)

第一次検定	第二次検定
19歳以上 〔 専門性の高い大学 課程履修者は一部 科目を免除 〕	1級技士補として 一定規模以上の工事の 実務経験 3年 ※1

※1 下請金額が監理技術者配置を要する金額以上の工事の
施工管理実務経験は3年。監理技術者補佐としての経験
は1年。その他の経験については5年。
2級合格者は従前のとおり。
これまでの受検資格については別途経過措置を検討。

(見直し)

第一次検定	第二次検定
17歳以上 〔 専門性の高い学校 課程履修者は一部 科目を免除 〕	2級技士補としての 実務経験 3年 ※2

※2 1級技士補の場合は1年。
これまでの受検資格については別途経過措置を検討。

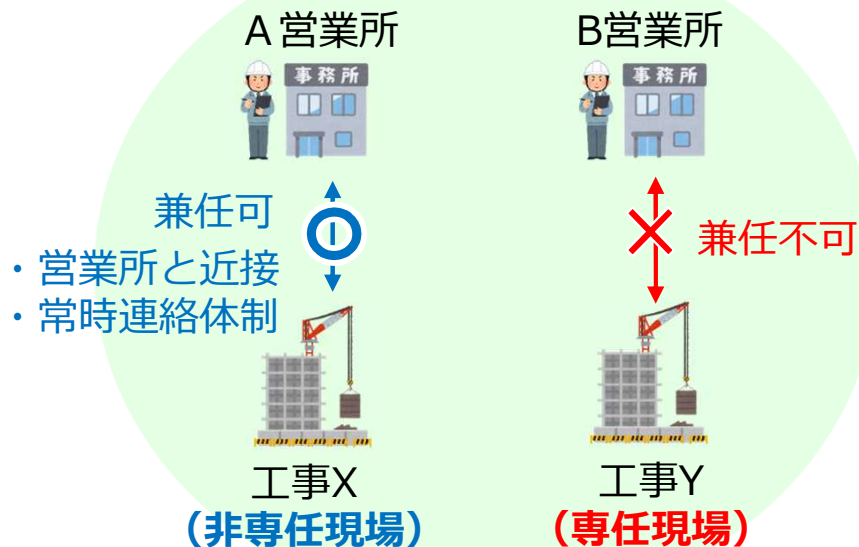
現状

- 営業所専任技術者が専任現場（請負金額3500万円以上）の監理技術者等を兼任することは認められていない。
- 非専任現場については、①近接、②常時連絡体制の2条件のもと兼任可能。

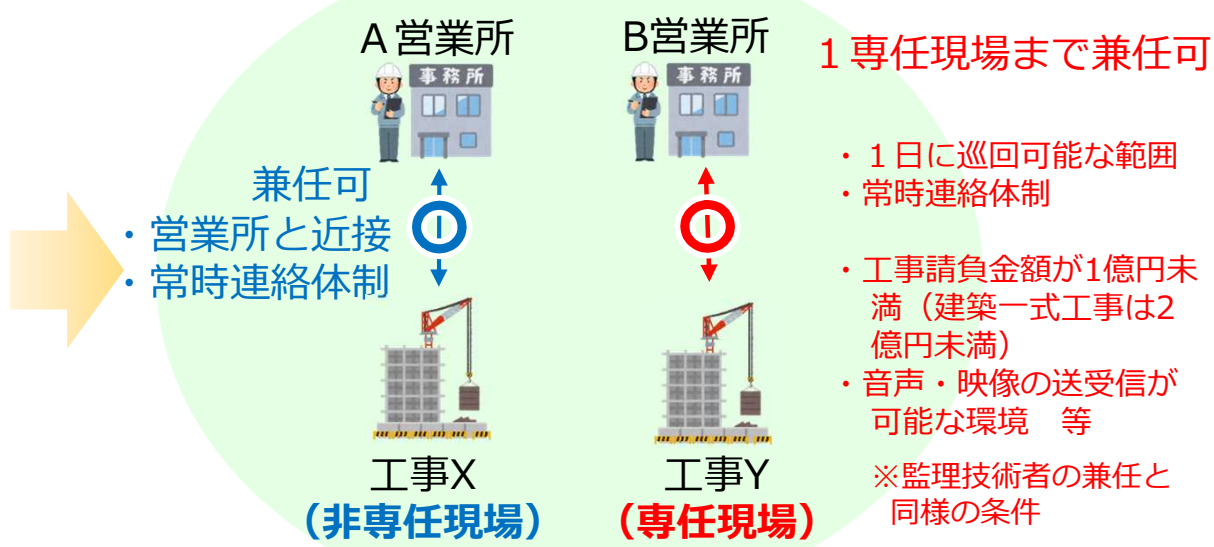
見直し案

- 一定の条件のもと、**1現場までに限り専任現場との兼任を可能に。**

現状



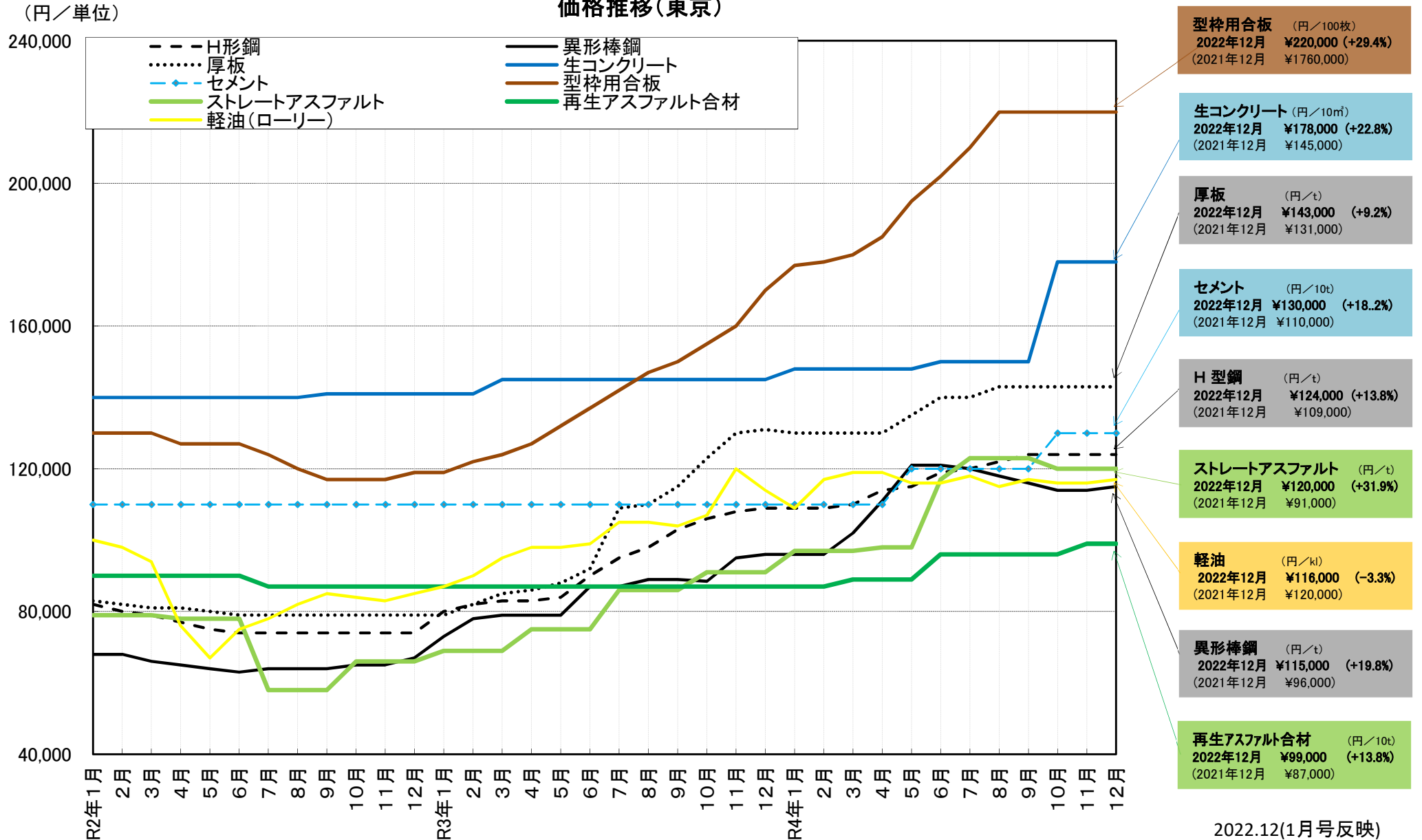
見直し案



3 価格転嫁対策

○昨年来より原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰している。
 ○足元では、多くの資材で価格転嫁の交渉が行われており、状況を継続して注視。

価格推移(東京)



開催概要

日時：令和3年12月27日（月）14:00～14:32

出席者：（政府）岸田総理、斉藤国交大臣、山際新しい資本主義担当大臣、経産大臣、厚労大臣、消費者担当大臣等
（民間団体）十倉経団連会長など経済団体5団体トップ、宮本日建連会長など事業者団体22団体トップ

【岸田総理の発言（抄）】

政府としても、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行ってまいります。

本日、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージを決定いたします。1月から3月を転嫁対策に向けた集中取組期間と定めるほか、公正取引委員会と中小企業庁が事業所管省庁と連携して、問題となる事例を幅広く把握し、対応する価格転嫁円滑化スキームを創設いたします。

加えて、下請代金法や独占禁止法の執行強化などにより、立入調査や要請を行い、価格転嫁を行いやすくいたします。

この後、閣議了解を行い、本日御出席の事業者団体を含めて、各事業所管大臣から各団体に対して、取引先とのパートナーシップ構築、取引慣行や商慣行の是正などについて、会員企業に周知されるよう、要請することとしております。

取引は民と民の関係であり、本日お集まりの産業界をリードしている皆様方に御協力いただきますよう、是非ともよろしくお願い申し上げます。

【斉藤国交大臣の発言要旨（抄）】

建設業界では、8年前より国土交通大臣と建設業4団体のトップが定期的に直接意見交換を行うなど官民一体となって賃金引上げの取組を行い、直近6年間で年平均2.7%の賃金上昇を実現しました。

行政においては、市場の賃金実態を的確に反映し、9年連続で設計労務単価を引き上げるとともに、公共工事における適正価格での発注やダンピング対策の徹底を推進してまいりました。

また、業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。

国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い致します。



転嫁円滑化施策パッケージ(令和3年12月27日)(抜粋)

5 公共工事品質確保等に基づく対応の強化

(1) 公共工事品質確保法等の趣旨の徹底

- ・ 公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・ 公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

国土交通省における取組

- 令和3年12月27日に開催された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」において、斉藤国土交通大臣から同会議出席の経済団体等に対して、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保について、協力を依頼。
- また、同日付で公共発注者、民間発注者、建設業団体等に対して、労務費等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について要請を发出。令和4年3月8日付でも、同様の内容にて再度要請を发出。
- さらに、令和4年2月25日付けで、建設業団体等に対して、下請事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じること、取引価格は原材料費等の上昇分を考慮した上で十分に協議し決定すること等を要請。
- 加えて、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、1月から3月までの「集中取組期間」において、請負代金や工期などの契約締結の状況について、モニタリング調査等を実施。

(令和4年4月26日 原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)

Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

● 賃上げ・価格転嫁対策 (内閣官房、経済産業省、公正取引委員会、国土交通省、厚生労働省)

➤ 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、関係省庁や下請事業者から広範囲に情報提供を受け付け、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買ったたき」などに対する取締りを強化するなど、取引適正化の取組を進める。



➤ 建設業・造船業における原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金・船価の設定や適切な工期の確保が図られるよう、公共・民間発注者等に対して周知徹底を図る。

➤ アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、アスファルト合材の取引に係る事業者等への働きかけを行うとともに、資材価格等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保が図られるよう、公共発注者等に対して周知徹底を行う。

適切な価格転嫁に向けた発注者等への周知徹底について

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

(令和4年4月26日国不建第52号～第55号、国交省不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者)

- ◇ 取引価格を反映した**適正な請負代金の設定**や納期の実態を踏まえた**適正な工期の確保**に加え、本年実施した**モニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用**や**必要な契約変更の実施**について要請

契約締結時

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている**請負代金や工期の変更に関する規定(スライド条項等)**を**適切に設定**すること

契約締結後

それらの規定を**適切に運用**すること

受注者や下請から**協議の申出があった場合は適切に応じる**こと等により、状況に応じた**必要な契約変更を実施**するなど、適切な対応を図ること

- ◇ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者
団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、**発注者との契約においても適切な対応**を図ること
- ・ **資材業者等に対しても同様の配慮**を行うこと

公共
発注者

- ・ **資材単価の改定を月ごとなど適時に行う**こと、状況等を踏まえて**単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等**の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、**原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映**すること

民間
発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での**重要なパートナー**であり、また、**受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要**となることから、**適切な対応**を図るべきこと

- ◇ 価格転嫁に関する相談等を「**建設業フォローアップ相談ダイヤル**」にて受け付けている旨周知

「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」

(令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号、**経産省**製造産業局長・**国交省**不動産・建設経済局長 → 日本アスファルト合材協会、建設業者団体、公共発注者、民間発注者)
(**両省の連携により発出**)

- ◇ アスファルト合材の取引に係る事業者に対し、アスファルト合材について、原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、**当事者間で十分に協議の上適正な取引価格を設定**するなど、適切な対応を図ることを働きかけ
- ◇ **公共・民間発注者**に対しても、同様に、**適正な請負代金の設定**や**必要な契約変更の実施**について要請

➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、**官民協働**で取組を推進

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、受注者・発注者(施工主)間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

これまでの取組

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

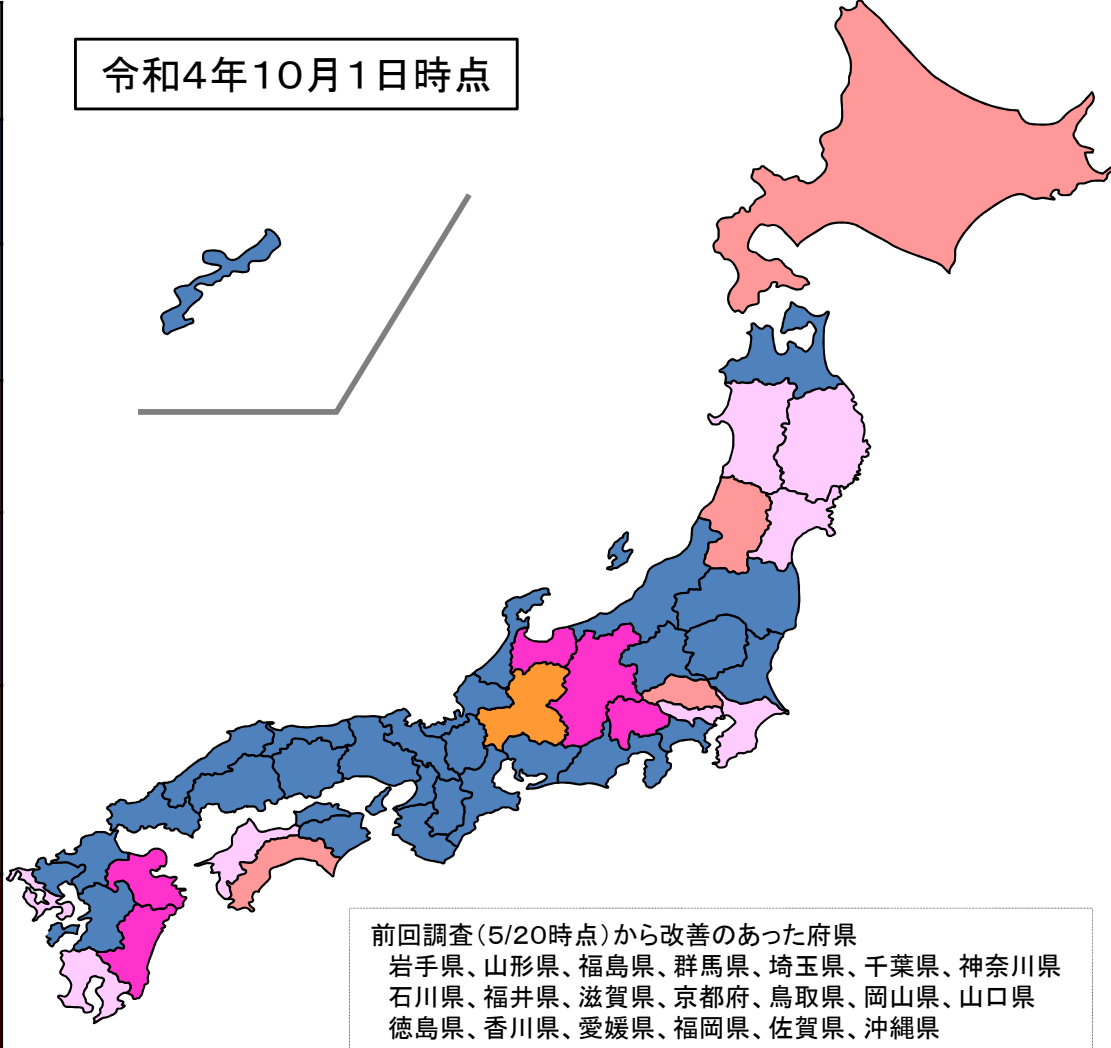
- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請（公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請）
- 都道府県における資材単価の設定状況等について見える化し、改善を働きかけ
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況についてモニタリング調査を実施

今後の更なる取組

- 地方公共団体における①資材単価の設定状況、②スライド条項の設定・運用状況について調査
- 全国の都道府県主催会議(公契連)において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について市区町村へ直接働きかけ
- 適切なリスク分担等により価格転嫁が図られるよう、受発注者間で標準約款の適切な活用を働きかけるとともに、資材価格変動に対応しやすい契約について検討

- 都道府県が予定価格^{※1}の積算時に使用する材料単価について、その設定状況を調査。
- 物価資料を引用している^{※2}材料単価については、29団体が、毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用。

材料単価の設定状況		都道府県数
I	全ての資材で「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」	29
II	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」)	8
III	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	4
IV	全ての資材で「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」	5
V	主要な資材は「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	1
VI	最新の物価資料の掲載価格を引用していない (年数回更新)	0



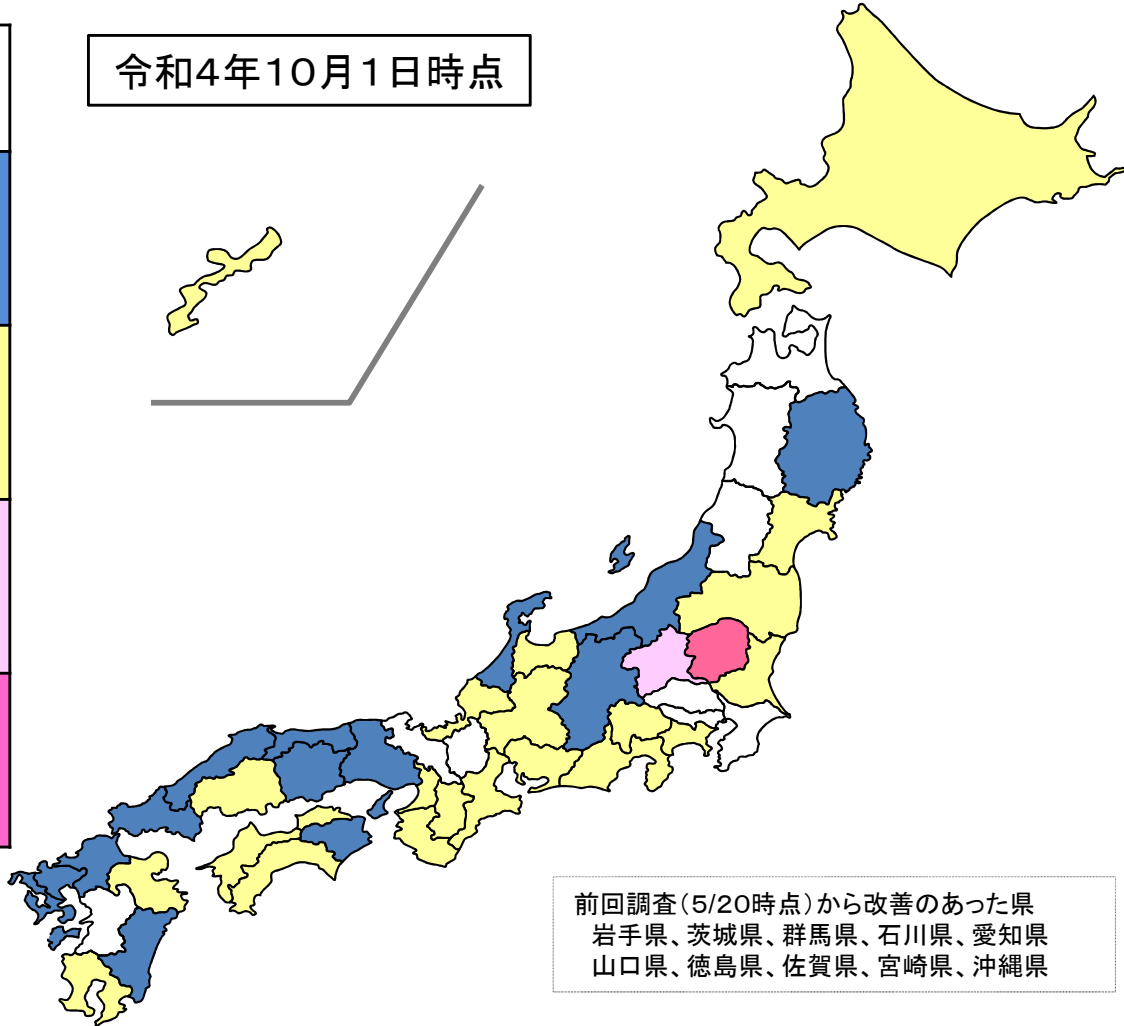
※1 入札時の当初の予定価格

※2 複数の物価資料の掲載価格の平均値を採用している 又は 一つの物価資料の掲載価格を引用している

- 都道府県が予定価格※₁の積算時に使用する材料単価について、その設定状況を調査。
- 生コンクリートの単価については、多くの都道府県が物価資料の掲載価格の引用のほか独自調査による設定※₂も行っており、14団体が毎月調査を実施して更新。

独自調査の実施状況 材料単価の設定状況		定期調査 の頻度	都道 府県 数	
独自調査を実施している	I	毎月調査し、単価を更新	14	
	II	毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、随時調査等を実施し、単価を更新	年6回 ～ 年1回	22
	III	I、IIの対応をとっていない <ul style="list-style-type: none"> ・変動率の確認が毎月でない ・随時調査を行う基準がルール化されていない ・随時調査を実施していない 	年6回	1
	IV		年4回	1

令和4年10月1日時点



〔 上記以外の9都府県(右図白色)は、独自調査を実施していない(物価資料の掲載地区の価格を引用し、毎月更新している) 〕

前回調査(5/20時点)から改善のあった県
 岩手県、茨城県、群馬県、石川県、愛知県
 山口県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

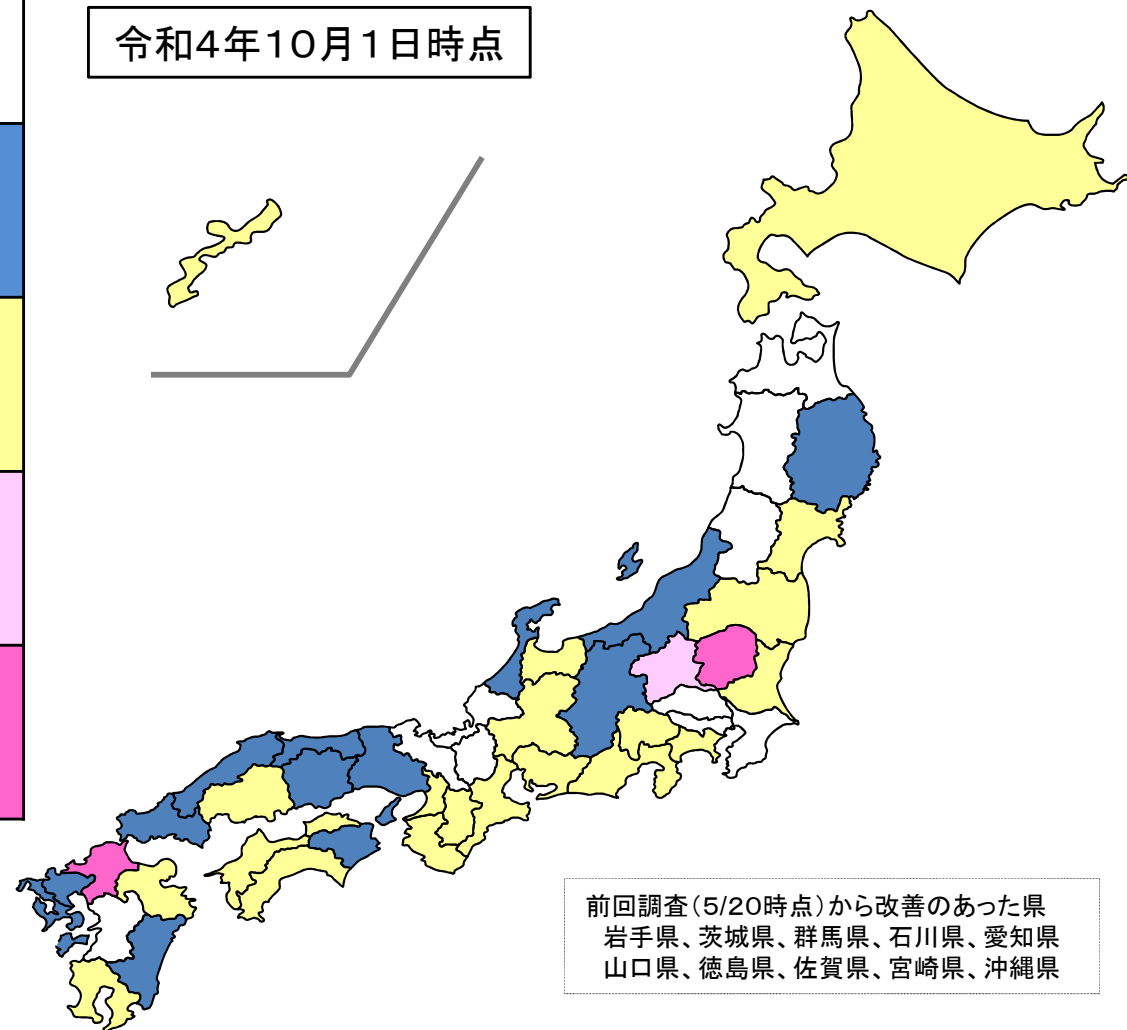
※1 入札時の当初の予定価格

※2 物価資料に掲載されていない地区について、調査機関に依頼するなどして地域の取引の実例価格を調査し、単価を設定している

- 都道府県が予定価格※₁の積算時に使用する材料単価について、その設定状況を調査。
- アスファルト合材の単価については、多くの都道府県が物価資料の掲載価格の引用のほか独自調査による設定※₂も行っており、13団体が毎月調査を実施して更新。

独自調査の実施状況 材料単価の設定状況		定期調査 の頻度	都道 府県 数	
独自調査を実施している	I	毎月調査し、単価を更新	13	
	II	毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、随時調査等を実施し、単価を更新	年6回 ～ 年1回	21
	III	I、IIの対応をとっていない <ul style="list-style-type: none"> ・変動率の確認が毎月でない ・随時調査を行う基準がルール化されていない ・随時調査を実施していない 	年6回	1
	IV		年4回	2

令和4年10月1日時点



前回調査(5/20時点)から改善のあった県
 岩手県、茨城県、群馬県、石川県、愛知県
 山口県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

〔 上記以外の10都府県(右図白色)は、独自調査を実施していない
 (物価資料の掲載地区の価格を引用し、毎月更新している) 〕

※1 入札時の当初の予定価格

※2 物価資料に掲載されていない地区について、調査機関に依頼するなどして地域の取引の実例価格を調査し、単価を設定している

4 担い手の確保・育成に向けた取組

「建設産業人材確保・育成協議会(人材協)」について

【概要】

- 産官学が共同して建設産業の担い手確保・育成及び定着の推進を目的に活動する唯一無二の組織で、平成5年8月の設立以降、建設産業の最重要課題の一つでもある「担い手確保・育成・定着」に向けて、様々な取組を展開
- 人材協は、下表のとおり、多くの建設産業団体が協賛しており、これに国土交通省、厚生労働省、文部科学省、さらには各都道府県の建設業協会等も加わって、100を超える団体から構成されている全国組織



(一社)日本建設業連合会	(一社)建設産業専門団体連合会	日本建設インテリア事業協同組合連合会	(一社)全国地質調査業協会連合会
(一社)全国建設業協会	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会	(一社)全国建設室内工事業協会	(一社)建設コンサルタンツ協会
(一社)全国中小建設業協会	(一社)日本造園建設業協会	(一社)全国タイル業協会	(一社)全国測量設計業協会連合会
(一社)日本建設業経営協会	(一社)鉄骨建設業協会	(一社)日本建築板金協会	(一社)日本建設機械レンタル協会
(一社)日本道路建設業協会	(一社)日本窯工業連合会	(一社)日本左官業組合連合会	(一社)日本計装工業会
(一社)日本埋立浚渫協会	公益社団法人全国鉄筋工事業協会	(一社)全国道路標識・標示業協会	(一社)消防施設工事協会
全国建設業協同組合連合会	(一社)日本機械土工協会	(一社)全日本瓦工事業連盟	(一社)日本電設工業協会
(一社)全国建設産業界団体連合会	(一社)全国基礎工事業団体連合会	(一社)全国中小建築工事業団体連合会	(一社)日本空調衛生工事業協会
(一社)日本海上起重技術協会	(一社)日本基礎建設協会	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会	全国管工事業協同組合連合会
全国浚渫業協会	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	(一社)カーテンウォール・防火開口部協会	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会
全国ポンプ・圧送船協会	(一社)全国クレーン建設業協会	(一社)日本塗装工業会	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会
日本港湾空港建設協会連合会	ダイヤモンド工事業協同組合	全国マシック事業協同組合連合会	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会
(一社)日本型枠工事業協会	(一社)日本アンカー協会	日本外壁仕上業協同組合連合会	(公社)全国解体工事業団体連合会
(一社)日本造園組合連合会	(一社)全国防水工事業協会	(一社)日本ウレタン断熱協会	日本金属工事業協同組合
全国圧接業協同組合連合会		日本室内装飾事業協同組合連合会	全国建設弘済協議会
		(一社)日本シャッター・ドア協会	(職)全国建設産業教育訓練協会 等

人材協の主な取組①(建設業界ガイドブックの作成等)

【建設産業ガイドブック】

- 建設産業の役割や土木・建築工事の仕事について、写真やイラスト等で分かりやすく紹介したガイドブック
- それぞれの工事について、工程（作業）順に携わる工事業を紹介するとともに、各工事業については、仕事内容や関連する資格なども紹介



【ニッポンをつくる人たち まもる人たち】

- 小中学生や小さな子供にも建設業について知ってもらうために、イラストを中心としたパンフレット
- 土木のしごと、建築のしごと、それを担う人たち、そして建設業は地域をまもる仕事でもあることを紹介



